

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿 部 宣 男

被告 松 崎 参

準備書面(2)

2015(平成27)年6月5日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲 二

弁護士 湯 山 花 苗

弁護士 平 松 真 二 郎

第1 請求の変更の申立に対する答弁

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 被告の主張

はじめに

まず、表現の自由の保障の意義、特に政治言論については最大限保障されなければならないことを明らかにし、原告が指摘する被告の **Twitter** 及び **Facebook** における発言が、被告の区議会議員としての政治活動そのものであり原告に対する損害賠償責任を問われる違法が存しないことを明らかにする(本項1)。

次に、被告の **Twitter** 及び **Facebook** における発言によって、原告の社会的評価は低下していないことを明らかにし、被告の発言が名誉棄損には当たらな

いことを明らかにする（本項2）。

続いて、表現の自由と名誉棄損との関係であるが、まず、論評と事実適示を判別して、論評における名誉棄損については、前提となる事実から合理的な推論過程を経た評価である限り、できる限りの自由な価値判断の公表を認める法理に照らして、被告の **Twitter** 及び **Facebook** における発言は、前提となる事実を踏まえた合理的な推論に基づく論評であり名誉棄損には当たらないことを主張する（本項3 抗弁主張その1）。

最後に、被告の **Twitter** 及び **Facebook** における発言が事実の適示に当たるとしても、公共の利害に関する事実であり、目的の公益性、内容の真実性から被告には違法性がなく、事実の適示としても名誉棄損には当たらないことを主張する（本項4 抗弁主張その2）。

1 被告の **Twitter** 及び **Facebook** での発信は政治活動そのものであること

(1) 政治的言論の自由の憲法上の地位

近代憲法における普遍的原理として、人権の尊重と政治的民主主義とを挙げることに異論を見ない。我が国の法体系の頂点にある日本国憲法も、このことを確認している。人権については、たとえば憲法11条が「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」としており、政治的民主主義については、前文に「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである」と言うとおりである。

(2) 表現の自由に対する最大限の保障が必要であること

「表現の自由」はそれ自体が人権であると同時に、民主的な政治過程を確保するために不可欠なものであつて、最高裁大法廷判決の表現をそのまま引用すれば、「主権が国民に属する民主制国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともにこれらの情報を相互に受領することができ、その中から自由な意思をもつて自己が正当と信ずるものを採用することにより多数意見が形成され、かかる過程を通じて国政が決定されることをその存立の

基礎としているのであるから、表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないものであり、憲法21条1項の規定は、その核心においてかかる趣旨を含むもの」とされる（1986（昭和61）年6月11日大法廷判決・民集40巻4号877頁）。

そして、「民主制国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともにこれらの情報を相互に受領することができ、その中から自由な意思をもって自己が正当と信ずるものを採用することにより多数意見が形成され、かかる過程を通じて国政が決定されることをその存立の基礎としている」とされていることからしても、いわゆる「思想の自由市場論」が原則であることが裏付けられる。思想の自由市場においては公権力の介入を抑制し、市場内の政治的言論には可及的に自由を保障することによってこそ、多くの思想の内から暫定的な真理性を獲得した思想をもって政策に反映させることが可能となるというものである。ここにも、政治的言論の自由が根拠付けられるのである。

もとより、すべての表現の自由は内在的な制約を伴わざるを得ない。しかし、「公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならない」という原則は、十分に強調されなければならない。

(3) 民主的政治活動上の言論の保護の重要性

表現の自由を支える原理の一つが、民主主義的な政治過程の確保にあるとすれば、政治的言論の自由は格別の自由が保障されねばならず、また、一般的な政治的言論の中でも、民主主義的な政治過程の確保に関する言論は、さらに格別の自由の保障を受けなければならない。

民主主義的な政治過程は自由な議論によって支えられ、討論の政治として特徴付けられる。自立した主権者間における絶えざる自由な言論の交換こそが民主主義の政治過程そのものであって、これに敵対する最大のものが個人的な経済的利益の確保のために自立した主権者間の自由な言論の交換を妨げる企みである。

(4) 被告の Twitter 及び Facebook よる発言も政治活動上の発言であること

原告が嫌忌して違法だという被告の言論は、原告に対する人格攻撃の要素は皆無である。被告が言わんとするところは、板橋区が運営してきた「ホテル生

態環境館」(以下、単に「ホタル館」という。)におけるホタル飼育事業が公金の支出として不適切であったということである。そして、被告が、板橋区が行ってきたホタル飼育事業が不適切であったと考えた根拠は、原告が主張するホタルの累代飼育自体が実態を欠くものであったこと、すなわち、原告による累代飼育の主張自体が科学的検証に耐え得るものではないこと、さらに原告が、3・11の東日本大震災後、従来の科学的知見に反するナノ純銀による除染効果を喧伝するなどしているが、これも科学的検証に耐え得るものではないこと、にある。

被告は、区議会議員としてホタル館にまつわる疑惑の解明をつづける一方、原告が「ナノ銀除染」など科学的根拠に欠ける虚偽の情報を流布・拡散することに対し、議会での質問やマスコミに対する情報提供のほか、ソーシャルネットワークを利用して危険を呼びかけてきたものである。

被告による Twitter 及び Facebook による発信自体が、被告の区議会議員としての政治活動のための表現であり、最大限保護されるべき政治的言論であり、憲法21条のもと最大限保障されるべきものであり、原告との関係においてもその他の関係においても何ら違法と評価されるべきものではないことは明らかである。

2 被告の発言が、原告の社会的評価を低下させるものではないこと

(1) 被告の Twitter 及び Facebook における発言の経緯について

ア ホタル館の存廃問題

板橋区によるホタル飼育は、平成元年に当時の温室植物園の一面を利用して卵から幼虫を孵化させたことが始まりとされ、その後、平成5年に高島平2丁目に「ホタル飼育施設」を開設、さらに「ホタル生態環境館」(以下、単に「ホタル館」という。)と名称を改め、ホタル飼育議場が継続されてきた。原告は、このホタル飼育事業を、平成元年から平成26年1月までの約25年間担当していた。

ホタル館は、毎年夏の夜間特別公開に多数の来場者が訪れるなど区民からの人気が高い施設であり、なかでも地元高島平の住民にとっては「ホタルの棲むまち」として地域のシンボリック的存在であって、誇りと愛着の対象になっ

ていた。

一方で、ホタル館の運営と維持には年間で約3700万円の公費を必要とし、25年間で総額10億円の税金を費やしてきたことから批判的意見も少なくはなかった。

また、ホタル館の実態に関する数々の疑惑が浮上したことから、被告は、区議会議員として、疑惑の解明の上でホタル館の存廃を論ずべきとの考えにいたっていた。

イ 板橋区資源環境部環境課による調査

被告は、2014（平成26）年1月27日に行われた板橋区資源環境部環境課によって行われたホタルの生息数調査の結果を知り、ホタル館への疑惑が確信に変わった。原告は、ホタル館で飼育されているホタルの数は、ゲンジボタル、ヘイケボタル合わせて約2万匹前後であると報告していたが、この調査により実際に発見されたホタルの幼虫は2匹だけであり、未発見のホタルを推計しても23匹にしかならないとの結果だったのである（乙2号証）。

なお、原告は、この調査により報告していた総数のホタルが発見できなかった理由として、区のずさんな調査方法によりホタルの幼虫が死んで流されたという趣旨の主張を繰り返しているが、原告の主張を前提とするならば数万匹の幼虫が死んだはずであるのに1匹の死骸も見つかっていないのであるから、原告の主張を受け入れることはできない。

このような調査結果を経て、被告は、ホタル館において、実際はホタルの累代飼育がおこなわれていなかったのではないかという疑問を抱くようになった。

加えて、調査後の区議会区民環境委員会において、資源課長が「他所からホタルを持ちこんだとの証言がある」と答弁したことから、その疑問はさらに深まっていた。

ウ ホタル館をめぐる疑惑解明にむけて

ホタル館のホタル等生息調査については、被告同様、板橋区も疑問を抱いており、同区の資源環境部環境課が継続調査を行った。この調査においては、他区のホタル飼育施設の視察や専門家の意見の聴取を行い、多くの情報を把

握したうえで、原告からもヒアリングを十分に行い、さらにホタルの成虫を持ち込んでいたという発言についても調査対象としている。

また、この調査においては、ホタル館内に生息しているホタルのDNA調査を行い、現存ホタルの発生地や人為的移動の有無の確認がなされた。

被告は、区議会議員として議会における質問を通じて真相の究明をつづける一方、原告が科学的根拠に欠ける虚偽の情報を流布・拡散することで一般市民が惑わされることを危惧し、議会での質問やマスコミに対する情報提供のほか、ソーシャルネットワークを利用して危険を呼びかけてきた。かかる被告の行為が、本件における名誉棄損行為であると主張されているのである。

(2) 被告の行為は名誉棄損行為にあたらぬこと

ア 名誉を棄損するとは、人の社会的評価を傷つけることをいう（最判昭和31年7月20日民集10巻8号1059頁）。

原告は、被告が Twitter 及び Facebook における「インチキ」「エセ科学」等の文言を書き込んだこと捉えて名誉棄損行為であると主張する。

しかし、原告が行ったと主張していたホタルの累代飼育が実態を欠くものであり、ナノ純銀による放射能除染についても科学的根拠を欠くものであるから、そのような科学的言説を装った虚偽の科学を一般的に「インチキ」「エセ科学」と評価したものであり、事実を適示したものではなく、これをもって名誉棄損行為にはあたらない。

なお、これらの言葉は公開されている情報が虚偽であることを指摘するうえで多用されている言葉であり、本件においても、被告は、原告が行ってきたと主張するホタルの累代飼育あるいはナノ銀による放射能除染が科学的検証に耐え得るものではなく、原告の言説が科学を装った非科学的言説であることを踏まえて「インチキ科学」「エセ科学」という評価をしたものである。

イ 被告の行為によって原告の社会的評価が低下したのではない。

(ア) すでに原告の研究に対するネット上での疑義が生じていたこと

訴状別紙名誉棄損行為一覧表記載のとおり、インターネット上の投稿において、被告以外の人物も原告の言説を疑問視しており、批判もなされていた。

被告による発言以前に、原告が発表していたホタルの累代飼育あるいは

ナノ銀による放射能除染については、すでに科学的に検証に耐え得るものではなく、被告の発言以前に原告に対する社会的評価が低下したものであって、被告の発言によって社会的評価が低下した事実はないというべきである。

なお、ナノ銀による放射能の除染効果については、被告の別紙名誉棄損行為よりも前である平成25年3月6日、文部科学大臣の国会答弁においてその効果が否定されているところである（乙第5号証）。

このように、原告が主張するホタルの累代飼育の実態がなかったことが明らかにされており（乙2号証）、また、ナノ銀による放射能除染の効果がないことも明らかにされていた（乙第5号証）のであり、被告のTwitter及びFacebookにおける発言以前に、ホタルの累代飼育を行ってきたとの虚偽の事実を主張し、さらにナノ純銀による放射線量の低減を主張する原告の社会的評価は既に低下していたのであって、被告の発言により原告の社会的評価が低下したものではない。

(イ) ホタル研究者としての社会的地位

原告は、茨城大学大学院理工学研究科博士後期課程に社会人特別選抜を経て入学を許可されているが、この選抜の重要な審査基準の一つとして、ホタルの累代飼育成功が「社会貢献」活動として評価されたことにあった。このことは、原告の著書「ホタルよ、福島にふたたび」（乙第1号証）134ページにも記載されている。

しかし、原告はTBSテレビで、累代飼育開始早々である平成7年の飼育数を虚偽報告していた旨告白しており、そもそも入学選抜合格の基準に達していなかったことを原告自身が認めたところである。

また、板橋区が実施したホタル館のホタル等生息調査においては、ホタル館内に生息しているホタルのDNA調査の結果、現存ホタルの発生地や人為的移動の有無の確認がなされ、原告が累代飼育を行っていたことが客観的に否定される結果となっており（乙第2号証）、この点からも、入学選抜合格の基準に達していなかったことは明らかである。

したがって、被告のTwitter及びFacebookにおける発言以前に、原告の社会的評価は既に低下していたのであって、被告の発言により原告の社

会的評価が低下したものではない。

(ウ) 特許発明者としての社会的地位

板橋区が、平成19年1月12日、『ホタルの累代飼育システム及び方法』という特許を取得した（特許第3902476）ことは事実であるが、この特許取得においても、原告がホタルの累代飼育を長年実現してきたことが前提とされている。

しかし、そもそも原告が行ってきたと主張するホタルの累代飼育が実態を欠くものであったのであれば、特許自体実態を欠くものであって、そのことを指摘する事実の適示により低下する社会的地位はなかったというべきであり、被告の発言により特許技術の開発者としての社会的地位が低下した事実はないというべきである。

3 論評における名誉棄損法理（論評と事実摘示の判別）（抗弁主張1）

(1) 政治活動に関する論評の権利と論評される側の受忍義務

ア 最高裁1989年（平成元年）12月21日判決と公正な論評

わが国において、論評の自由と個人の名誉保護の利益調整の問題が盛んに論じられるようになったのは、1970年代以降のことであるが、特に注目を浴びたのが、1989年（平成元年）12月21日の最高裁判決（民集43巻12号2252頁）である。

事案は、公立小学校教師らの行為を批判するXが、教師らの問題行為を摘示した上で、「教師としての能力自体を疑われるような『愚かな抵抗』」、「教育公務員としての当然の責任と義務を忘れ」、「お粗末教育」、「有害無能な教職員」等との批判を記載したビラを頒布した行為が教師らの名誉を棄損するか否かが争いになったものである。最高裁は、「公共の利害に関する事項について自由に批判、論評を行うことは、もとより表現の自由の行使として尊重されるべきものであり、その対象が公務員の地位における行動である場合には、右批判等により当該公務員の社会的評価が低下することがあっても、その目的が専ら公益を図るものであり、かつ、その前提としている事実が主要な点において真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉侵害の不法行為の違法性を欠

く」とした上で、当該事案における各要件の具備を具体的に検討し、名誉棄損を否定した。

この判決は、わが国の事実摘示に関する名誉棄損法理をベースにして、アメリカ法において発展した「フェアコメント」（公正な論評）の法理を反映させた判決と理解されているが、表現の自由の一形態としての論評の自由を尊重し、論評の基礎とした事実には誤りがなければ、できる限りの自由な価値判断の公表を認めたものとされている。

イ その後の判例の推移

その後、わが国の論評をめぐる名誉棄損法理の形成には、殺人等の嫌疑を頑強に否認していたX被告人が、マスコミを相手に提起した多数の名誉棄損訴訟が大きく寄与し、犯罪報道という公共的事項ではあっても、刑事判決の確定まで無罪推定を受ける刑事被告人の名誉とマスコミ報道の限界をめぐって、数々の裁判例が示された。

X被告人の刑事事件については、市民が異様な関心を示し、マスコミも頻繁にX被告人の経歴や性向、被疑事実の内容等を取り上げ公表していたが、その中で、X被告人の被疑事実を指摘し、これに、独自の取材事実を交えて、X被告人の悪性や犯罪の動機を示唆する記事が論評であるのか、それとも事実の摘示であるのかを争いとなった。裁判所は、論評の体裁をとっていても、読者の視点に立てば、その記載内容が事実の摘示になる場合があることを指摘し、未だ係争中のX被告人の被疑事実を真実と断定し、独自の取材で収集した資料に基づきX被告人の悪性や動機を述べるような記述は、その真実性が証拠により黒白の決着がつくものである限り事実の摘示になるとした上で、当該事案での各記述をいずれも事実の摘示として、その真実性または真実相当性の立証を求めた（最判2007年（平成9年）9月9日民集51巻8号3804頁、最判2008年（平成10年）1月30日集民187号1頁¹¹）。

¹¹ 最判2007年（平成9年）9月9日は、論評中の事実の摘示について、「新聞記事中の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論

上記各判決は、いずれも、確定判決前において無罪を推定されるべき立場にある刑事被告人の脆弱な人権に配慮をしたものである。論評（言論）の自由と個人の名誉の保護との適切な調整原理において、最も個人の名誉の保護を重視すべき局面における判断枠組みの設定と理解すべきものであり、その意味では、事例判決に過ぎない。

ウ 以上のとおり、公務員の地位に関する言動という公共の利害に関する言論の自由については、前記1989年（平成元年）12月21日最判をもってリーディングケースと理解すべきところ、東京高判2002年（平成14年）5月23日判時1798号81頁は、県議会議員の不正行為（脱税）の疑惑調査の必要性を指摘した論評（新聞記事）について、上記最高裁判所の判断基準をふまえ、「当該事実及び意見ないし論評が、公職にある者、公職に就こうとしている者、とりわけ国民による選挙等によって公の活動の場にその地位を得ようとする議員ないしその立候補者にかかる事柄である場合には、民主的政治の土台としての表現の自由・報道の自由が最大限に尊重されるべきであるから、その者の公的行動は、更なる批判的追究にさらすため、できる限り公開されることが必要であり、新聞等マスメディアは、国民がそれらの者の公職者としての能力、資質、公共奉仕精神、廉潔性等人格的側面も公職者として適格性を議論したり、吟味できるようプライバシーにわたる生活行動部分も報道することが許されるべきであり、真実性のある表明事実を主要基礎とし、その経緯事実や周辺事実から推論した表明事実について、真実であること、真実であると信ずるについて相当な理由があることの完全な証明がなくても、疑念、疑惑として合理的な根拠があり、国民、政党、議会等あるいは司直の手によって今後の更なる真実究明をする必要があることを社会的に訴えるために、これを意見ないし論評として表明することは民主的政治

の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である」と述べ、「Xは極悪人よ、死刑よ」との記述が、その記事の全体構成等からして、「Xが殺人事件等の犯人であると断定的に主張し、その悪性を強調する意見」を公表したものと解するのが相当とし、この部分について真実性、真実相当性の立証を求めた。

の維持のために許容されるべきであり、これを報道することは違法性を欠くものと解すべきである」としたうえで、前提とした事実について「脱税」との見出しをつけて、県議会議員の不正行為の追求を求めた新聞記事の論評の一部には事実摘示が含まれるとしつつも、論評としての合理性の具備を理由に名誉棄損を否定した。

この判決は、県議会議員のような地方政治に携わる公職者の不正行為に関する論評は、民主的政治（地方自治）の土台としての表現の自由・報道の自由が最大限に尊重されるべきで、「真実性のある表明事実を主要基礎とし、その経緯事実や周辺事実から推論した表明事実について、真実であること、真実であると信ずるについて相当な理由があることの完全な証明がなくても、疑念、疑惑として合理的な根拠があり、国民、政党、議会等あるいは司直の手によって今後の更なる真実究明をする必要があることを社会的に訴えるために、これを意見ないし論評として表明することは民主的政治の維持のために許容されるべき」としているのである。

この高裁判決は、民主主義社会における政治家の不正行為疑惑という高度に公共性のあるテーマに関する論評の重要性を正しく評価し、これを保護したものであるとして広く支持されている。

エ この高裁判決にならえば、被告が論評の対象とした、ホテル飼育事業に関して、客観的事実として累代飼育の実態の存否が、議会において、あるいは有権者市民において、さらにはマスコミからの論評にさらされなければならないものである。一方で、原告は、ホテル館の館長としてホテル飼育事業を執行していた者であるから公共からの批判を甘受しなければならない立場にあることは明らかである。

上記 X 被告人の事案は、X 被告人が否認している被疑事実を真実と断定した上で、独自資料によるその悪性や動機を指摘したものであって、最高裁は、殺人罪の成立を争っている被告人についての「Xは極悪人よ、死刑よ」などとする記述については、さすがにこれを自由な論評の範疇に入れることに制約を加え、強大な公権力や社会的非難と対峙する立場にあつて格別に配慮を要する被告人の人権を尊重し、この言論を論評として原則自由とすることなく、事実摘示として論者に真実性や真実相当性を求めたものと解される。

論評のテーマ、当該記述の全体構成や内容から、論評と事実の摘示の判別が困難な場合がありえるが（その意味で、上記最判も、あくまでも刑事被告人の犯罪事実と報道記載をめぐる名誉棄損事件の事例判決にすぎない）、被告の本件各記述は政治的批判論評の典型例というべきものであり、最高度に「論評の自由」が尊重されなければならない。

オ なお、この点に関する近時の裁判例として東京地判2014年（平成26年）5月19日労旬1820号59頁がある。事案は、会社役員の一定の融資行為等を指摘して、これが会社を私物化し、一般投資家や労働者等に被害を与える危険性が高い不正融資であり、特別背任の疑いが濃厚との評価を加えた論文の違法性が争点となったものであるが、裁判所は、一般投資家や労働者、地域経済等に被害を与える危険性が高い不正融資であり特別背任の疑いが濃厚との記載部分を、指摘した貸付行為等の事実を基礎にした論評と判断した上で、基礎事実の真実性を検討し、名誉棄損を否定している。

(2) 被告の論評の合理性

ア 被告は、2014（平成26）年1月27日に行われた板橋区資源環境部環境課による調査の結果、ホテル館において発見されたホテルの幼虫は2匹だけであり、未発見のホテルを推計しても23匹にしかにとどまった（乙第2号証）ことから、それまで毎年2万匹を継続して累代飼育を続けているという報告自体が事実に反するものであったことを踏まえて、累代飼育が続けられてきたことを裏付ける資料、記録は原告の主張以外にないことから、累代飼育が科学的検証に耐えられないものと評価するに至ったものである。

そこで、被告は、「ホテル飼育はウソだった」と評価し（本件記事1）、「2万匹を成虫にするような飼育実態はなかったことを示唆しています」（本件記事4）、さらに「25年間の累代飼育が本当にあったのか」という議会質問をしたところである（議会発言）。

イ ナノ純銀による放射線量の低減効果についても同様である。

放射性同位体の半減期は、放射性同位体ごとに定まる確率（崩壊定数）のみによって定まり、その期間は化学的環境（熱・電磁場・化学反応など）には一切依存せず、半減期は放射性同位体ごとの固有の期間となるものである。

したがって、ナノ純銀による放射性同位体の半減期の減弱などは科学的検

証に耐え得ない言説であることを踏まえて、ナノ銀による放射性物質の除染効果をうたう原告らの言説に対して「ウソ」「インチキ科学」「インチキ商法」「非科学的な妄言」「デタラメ」等の評価を行ったものである。

ウ いずれにせよ、事実関係を踏まえた合理的な推論に基づいた論評をしているにとどまるというべきであり、正当な政治活動（表現行為）として許容されるべきである。

なお、仮に、被告の論評に事実の摘示が含まれると評価されるにしても、論評テーマの最高度の公共性と、論評内容の合理性により、名誉棄損の違法性は阻却される。被告の Twitter 及び Facebook における発言は公益目的の正当な行為であるというべきである。

4 事実の適示であるとして名誉棄損には当たらないこと（抗弁主張2）

(1) 名誉棄損と表現の自由

ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつその目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、前提としている事実の重要な部分について真実性の証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものというべきであり、仮に前提としている事実につき真実性の証明がないときにも、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されるというのが、わが国ではほぼ確立した判例となっている（最高裁昭和56年4月16日「月刊ペン事件」、最判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁等）。

そして、刑法第230条の2第3項が公務員に関する事実に係るときは、公共の利害に関する事実の摘示であること及び摘示して目的が公益を図ることにあつたことは、名誉棄損罪の成否においてその存否を問わないとしているところ、かかる趣旨は、公務員に関する事実に係るときは自ずと具備されたものと擬制されるからである。この法理は、民事上の名誉棄損についてはそのまま妥当するわけではないとしても、同条項の趣旨は、民事上の名誉棄損の成否においても十分考慮されるべきである。

なお、真実性の証明については、表現行為の重要な部分について真実性の

証明があった場合には、当該表現行為は不法行為を構成しないとされる（最高裁昭和58年10月20日）。そして、真実性の判断時は、事実審の口頭弁論終結時に客観的に判断すべきであり、名誉棄損行為時の時点では存在しなかった証拠を考慮することも許されている（最高裁平成14年1月29日）。

(2) 発言の対象が公共の利害に関するものであったこと

本件では、原告は元板橋区職員であり、公務員であった。そして、原告が行ってきたホテル飼育事業は、原告が板橋区職員として板橋区の事業として行ったものであり、年間で約3700万円の公費を必要とする事業であって、区政が正当に行われているかという社会の正当な関心事である。

また、ホテル館におけるホテルの累代飼育が虚偽であるとの指摘は、漫然と区の事業として行われ税金を利用していたことを批判するものであって、公共的事項に関する事実である。

(3) 事実を摘示した目的が公益を図ることにあったこと

公益を図る目的とは、事実を摘示した目的が公益に関係づけられており、公的活動とは無関係な単なる人身攻撃や私怨に基づくものではないことをいう。

本件では、被告は、板橋区議会議員であり、区政や税金の使途等について調査し問題があれば追及すべき立場である。原告が行ってきたホテル飼育事業において、ホテルの累代飼育の実態がなかったことは、ホテル飼育事業が板橋区の事業であることから、区議会議員がその実態、疑問について、区議会その他で解明を求めるのは当然である。また、板橋区が運営するホテル館において、ナノ銀による放射能の除染を喧伝していたのである。

被告は、ホテル館の運営と維持に年間で約3700万円の公費を必要とし、25年間で総額10億円の税金を費やしてきたことから「税金のつかいみちとして他に優先すべきことがあるのではないか」など、批判的意見も少なくはなかったこと、及び、ホテル館の実態に関する数々の疑惑が浮上していたことから、かかる疑惑の解明をしたうえでホテル館の存廃の議論をすべきと考えた。その疑惑解明の過程において、被告は、ホテル飼育事業が不適切であったと考えるに至ったが、その根拠は、原告が主張するホテルの累代飼育自体が実態を欠くものであったこと、すなわち、原告による累代飼育の主張自体は科学的検証に耐え得るものではないものであること、さらに原告が、3・11の東日本

大震災後、従来の科学的知見に反するナノ銀による除染効果を喧伝するなどしているが、これも科学的検証に耐え得るものではないこと、にある。

被告による **Twitter** 及び **Facebook** における発言は、原告に対する私怨によるものではなく、ホタル飼育事業を巡る疑惑を解明することを目的とした発言であり、その目的は公益を図ることにあることは明らかである。

(4) 摘示した事実が真実であること（真実と信じたことが合理的であること）

ア ホタルの累代飼育について

(イ) 本件においては、原告がホタル館においてホタルの累代飼育を実践していたか否かが重要な部分となるところ、原告の主張するホタル館におけるホタルの累代飼育については、現存するホタルのDNA検査から、関西系の遺伝子をもつことが明らかとなった（乙第 2 号証）。これにより、原告が福島県及び栃木県から卵を持ち帰り孵化させ、以降累代飼育を行ってきたという原告の報告は虚偽であることが明らかとなった。

したがって、被告の摘示した事実は真実である。

(ロ) また、仮に被告の摘示した事実が真実ではないとしても、以下の通り、被告が摘示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由がある。

この点、相当性の判断時は、名誉棄損行為当時の行為者の認識内容が問題となるため、行為時に存在した資料に基づいて検討することが必要となる。

本件では、板橋区資源環境部環境課は、被告が別紙名誉棄損行為一覧表記載の発言をする前からホタル館について調査をしており、これにより、被告は原告から報告されていた事実と調査結果との乖離を知った。

加えて、調査後の区議会区民環境委員会において、資源課長が「他所からホタルを持ちこんだとの証言がある」と答弁したことから、その疑問はさらに深まっていった。

さらに、被告は、**Twitter** 及び **Facebook** における発言する前に、議会内で質問をし、原告の著書に目を通すなどして個人的にも調査をし、原告の報告に矛盾があることについて確信を得て発言をした。

このように、被告は、板橋区の見解という確かな情報源をもとに、議会内でも質問をし、原告の著書を検討するなどして裏付調査を行ったうえで、

原告の報告に矛盾点があると突き止めてからフェイスブック等で発言しているのである。

したがって、被告の摘示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったというべきである。

イ ナノ銀による放射能除染について

(ア) 原告インターネットのツイッター上での書き込みよれば、2011（平成23）年3月14日には「ナノ銀担持濾材を通せば、例えば尿でも飲料出来ます。ナノ銀はウイルスや病原性大腸菌群、放射能も分解できます。板橋区ホテル飼育施設には若干ナノ銀があります。被災地に送りたいです。」とツイートし、これを読んだ者から「いくらなんでも放射能の分解は言いすぎでしょう」との批判を受けている。福島第一原発事故発生3日後に早くもナノ銀による「放射能の分解」効果を主張しているが、「放射能の分解」など科学的検証に耐えられるものではなく、原告の主張は荒唐無稽というほかない。

(イ) 放射能を持つ元素（放射性同位体）の原子核は、時間の経過に伴って確率的に放射性崩壊をして他の元素に変化していく。はじめの原子数が N 個であるとき、その半分 $N/2$ 個まで放射性崩壊するまでの時間が、その放射性同位体の半減期とされる。

また、ある放射性同位体の放射能が XBq であるとき、それが時間経過によって半分 $X/2 Bq$ になるまでの時間をいうこともある。

いずれにせよ、放射性同位体の放射性崩壊は自然に発生するもので、半減期の長短は、放射性同位体ごとに定まる確率（崩壊定数）のみによって定まるものである。すなわち、崩壊までの期間はその物質の置かれている古典物理学的・化学的環境（熱・電磁場・化学反応など）には一切依存せず、半減期は放射性同位体ごとの固有の期間となるものである。

これらは、自然科学における人類の実証的探求の結果、科学的事実が立証されている放射線物理学の学問的知見である。

したがって、「ほぼ“半減期”が約1～2か月程度の減弱効果が存在する」（訴状11頁）などと主張しており、これが仮に科学的に実証されたとすれば、これまでの放射線物理学の学問的知見をひっくり返す世界的大発見

であるが、以下述べるとおり、原告によるナノ純銀による放射線量の低減効果の実証実験はいずれも科学的検証に耐え得るものではなく、原告の主張自体科学的検証に耐え得るものではないことは明らかである。

(ウ) 原告による実証実験では何らの効果も実証されていないこと

訴状記載の原告が行ったとする実証事件はいずれも科学的検証に耐え得るものではなく、ナノ銀による放射能の除染効果は全く実証されていない。

① 平成23年12月10日の郡山市の保育園での実証実験(訴状8ページ)

この「検証実験」を紹介する記述においては、実験対象の汚染水の体積または重量は明らかではない。ナノ銀を使用した濾材を通す前の32,100 Bqが含まれる汚染水の量は不明であり、濾材を通して低減されたとされる82 Bqが含まれる汚染水の量も不明である。

動画サイト「ユーチューブ」に、この時のようすと思われる動画が公開されている(<https://www.youtube.com/watch?v=E734t5zjSTM> 「放射能除染に成功」)。この動画を見るかぎり、当初の測定には大きなタンクが映し出され、濾過後の測定の際には小さな容器内の水を測定しているように見える。

いずれにせよ、この「実験」は複数の検証、反証といった学術的に正常な手続きを経た実験ではなく、科学的な検証に耐え得る実験であるとは言えない。

② 平成23年12月23日には千葉県のホテルスポット土壌での実証実験

被告が、我孫子市教育委員会に平成24年11月20日に電話で確認したところ、市内小学校の最高度の汚染は、平成23年9月7日に測定された市立第1小学校の60,786 Bq/kgであったという。この汚染土壌は放射線の専門機関の援助のもと、市クリーンセンターに運ばれ保管・管理されているとのことであった。

訴状で主張する原告の実証実験は、実験に使用した汚染度の総量が不明であり、仮に1kg当たり99,200 Bqの汚染度であったとするならば、我孫子市が把握していた最高濃度60,876 Bq/kgを大きく上回るものである。我孫子市内の小学校においてそのような汚染状態が残されていた

とは考えにくい。

また、「約1カ月経過後に測定」したとのことであるが、1か月間にわたり汚染土壌を、どこで、どのように保管、管理していたのかは明示されていない。

さらに、1か月後に測定した汚染土壌の総量は明示されておらず、科学的な検証に耐え得る実験ではなく、これをもってナノ純銀によって放射線量を低減する効果があったということはできないことは明らかである。

③ 平成24年3月5日の郡山市内での実証実験（訴状9ページ）

この実験から、放射性物質が1秒間に崩壊する原子の個数を表す単位であるベクレルから、被ばくの強さを表す単位であるシーベルトへ単位が変わっている。

原告による実証実験と称するものについては、対照実験、ここではナノ純銀を担持していないコラーゲン溶液を散布した場合との対照がなされておらず、原告が主張する $0.48 \mu\text{Sv/h}$ から $0.40 \mu\text{Sv/h}$ への数値の変化がナノ純銀担持コラーゲン溶液によるものであると判断することはできない。

なお、郡山建設協会内会議室が放射性物質を扱う「実験」を行うにふさわしい場所ではないことは明らかであり、原告の行ったと称する実験は、放射線防護の観点からも問題があるといわざるを得ない。

④ 平成24年3月28日 柏市での実証実験（訴状9頁）

原告は「柏市から板橋区のエコポリスセンターに連絡」があり、「同市においてナノ銀を使つての放射性物質の低減の実験をしたいとの依頼」があったと主張しているが、柏市役所にも板橋区役所にも、「連絡」「依頼」があった記録は残されていない。

被告は、平成24年11月20日に柏市役所廃棄物政策課に電話で確認したが、「平成24年3月28日に柏市南部クリーンセンターに、板橋区からの来訪者があったことは記録されている」とのことであったが、「柏市からの依頼」や「科学者の立ち会いを要請」したことはなく、『実験』や『実験結果』を柏市として公認したことはない」とのことであつ

た。

なお、この「実験」においても「6 日後に数値を測定」とあるが、6 日間の保管場所が不明であり、上記指摘と同様、ナノ純銀を担持していないコラーゲン溶液及び骨炭を混ぜたものとの対照がなされておらず、原告が主張する 56000 Bq/kg から 23700 Bq/kg への数値の変化がナノ純銀担持コラーゲン溶液+ナノ純銀担持骨炭によるものであると判断することはできない。

⑤ 平成24年5月11日 ホテル生態環境館でのこと（訴状9頁）

甲第16号証には、福島県大熊町長と議長が板橋区長とともにホテル館を訪問したことが記録されているだけである。また、原告の実証実験と称するものに、坂本板橋区長、大迫環境文化部長が同席していたとしても、事前に『実験』が行なわれることは知らされておらず、これをもって「板橋区公認の実験」とは到底なりえず、原告の行った「実験」の正当性をなんら担保するものではない。

なお、甲第17号証で示されるような実験設備で、板橋区長、大熊町長らの前で、被爆の危険もある放射性物質を扱うこと自体問題であり、原告の放射性物質への認識の浅さが示されているとみるべきである。

⑥ 大熊町での実証実験

大熊町での「実証実験」のようすは、動画サイト「ユーチューブ」上で公開されている。<https://www.youtube.com/watch?v=Wzn36esorAI> 福島県双葉郡大熊町。警戒区域。Okuma-machi, Fukushima. A special guard zone. Yusei Yamaga) 等で関連動画が公開されている。

これら動画をみるかぎり、空間放射線量の測定方法とは思えない言動を原告はとっている。すなわち、地面から線量計を離して測定すべきところ、原告は線量計を直に地面において空間線量を測定しており、また、空間線量の単位はシーベルトであるべきところ、原告は「空間線量 39,000 ベクレル」などと発言している。また、動画を詳細に見れば、原告は、線量計のセンサー部分に指を置いたまま数値を読んでいることも判明する。こうした「測定」による実験が科学的検証に耐え得るものではないことは明らかである。

この大熊町での「実証実験」に際しても、対照実験がなされておらず、9月19日に平均7.38 μ Sv/hから平均6.91 μ Sv/hへの数値の変化がナノ純銀担持コラーゲン水溶液の効果が科学的に実証されたということとはできないことは言うまでもない。

- (エ) 以上のとおり、物質Aによる放射線量の低減効果の有無を実証するためには、物質Aを使った実験（実験A）と並行して、物質Aを使わない場合の実験（実験B）を行い、両者の結果を比較して、実験Aで得られた低減結果が実験Bで得られない場合に、はじめて物質Aに放射線量の低減効果が認められ得ることになる。

ナノ純銀担持コラーゲン水溶液による放射線量の低減効果を実証する実験を行うならば、「ナノ銀のみを抜いた系」すなわち、「ナノ銀を担持していないコラーゲン水溶液」による対照実験が不可欠であるにもかかわらず、原告の行った「実証実験」では、かかる対照実験は全く行われていないのである。これでは、そもそも科学的にナノ銀の効果を見極めることもできず、何らの実証実験にもなっていないのである。

すなわち、原告の行った「実証実験」は、そもそも実験の基礎を無視したものであって、科学的検証に耐え得るものではないというほかない。

- (オ) 以上のとおり、ナノ純銀による放射線量の低減効果は認められず、被告のブログ・SNS等での発言は、ナノ純銀による除染効果がないという真実を適示したものであることは明らかである。

- 5 訴状「第5『不正』に類する事実指摘による名誉棄損」（21～24頁）に関する被告の主張は、次回以降、あらためて主張する。

以上